

令和6～9年度使用

都立小学校用

教科書調査研究資料

令和5年6月

東京都教育委員会

目 次

令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料について

| | |
|-------------------------|----|
| 1 採択の権限と教科書調査研究 | 1 |
| 2 調査研究の留意点 | 1 |
| 3 調査研究資料の構成 | 1 |
| 【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針 | 2 |
| 国語 | 3 |
| 書写 | 19 |
| 社会 | 23 |
| 地図 | 31 |
| 算数 | 35 |
| 理科 | 43 |
| 生活 | 49 |
| 音楽 | 53 |
| 図画工作 | 59 |
| 保健 | 65 |
| 英語 | 71 |
| 道徳 | 75 |

令和6～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料について

1 採択の権限と教科書調査研究

教科書を採択する権限は、公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属する。すなわち、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村立教育委員会が教科書の採択を行うとされている。

都道府県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第11条の規定により、教科書の調査研究を行うこと、区市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、指導、助言又は援助を行うこと、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならないことが定められている。

また、無償措置法第13条第2項の規定では、都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択については、あらかじめ審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科書を採択することが定められている。

教科書の採択は、実際に児童の手に渡り、授業等で使用される教科書を決定するということから、採択権者にとって重要な責務の一つである。そのため、教科書の採択に当たっては、各採択権者の責任と権限の下、それぞれの地域の児童にとって最も適した教科書を採択するという観点から、十分かつ綿密な調査研究を行うことが必要である。

これらを踏まえ、東京都教育委員会は、都立小学校において使用される教科書の適正な採択に資するため、教科書の調査研究を行い、教科書調査研究資料を作成している。

2 調査研究の留意点

令和4年度に開校した都立立川国際中等教育学校附属小学校は、中等教育学校と合わせて12年間の小中高一貫教育の実現を目指す学校であり、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせるとともに、豊かな国際感覚を養い、世界で活躍し貢献できる人間を育成することを教育理念としている。

これらの教育理念の実現に向けて、「自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力の育成」、「日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力の育成」等を教育方針として掲げている。

特に、小学校段階では上記の教育理念等に基づき、「論理的に思考する力」、「身近な人々と協働することができる力」、「体験から課題を見出す力」等の育成を重点に置き、教育課程を編成する。

以上を踏まえ、東京都教育委員会は、審議会の答申に基づき、厳正かつ客観的に調査研究を行った。

【参考・令和5年4月21日 審議会答申（抜粋）】

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

3 調査研究資料の構成

(1) 調査の対象となる教科書の冊数と発行者

「冊数」は文部科学省作成の「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に記載された教科書の点数である。

また、発行者を示す場合には、同目録に記載された「発行者の略称」を用い、掲載順も同目録の掲載順に従った。

(2) 「令和5年度都立立川国際中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」

都立立川国際中等教育学校附属小学校から出されている「令和5年度都立立川国際中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」から、「教育課程の特色」及び「教科等の指導の展開」を参考に、これらと関連する事項について調査研究し、その結果を一覧表にまとめた。

なお、構成上の工夫に関しては、「令和6～9年度使用教科書調査研究資料（小学校）」を参照し、相違がないことを確認した。また、英語については、デジタル教科書の扱いについて別途で調査し一覧表にまとめた。

【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

○社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

(平成 13 年 1 月 11 日東京都教育委員会決定)

東京都教育委員会の基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

多様な人々が共に暮らす東京にあって、

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

東京都教育委員会の基本方針 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術革命が進む東京にあって、

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

東京都教育委員会の基本方針 3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す東京にあって、

子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、都民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

東京都教育委員会の基本方針 4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

21 世紀の教育改革をリードすべき東京にあって、

家庭・学校・地域の協働とすべての都民の教育参加を進め、都民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

(平成 19 年 4 月 1 日改定)